

東京大学大学院教育学研究科・教育学部 学生の二重在籍に関する申し合わせ

制定 平成23年3月2日

改正 令和3年4月21日

(他の正規課程への在籍)

1. 大学院学生及び学部学生は、他の正規課程学生の身分を有することができない。

ただし、外国の大学に留学する場合は、留学先大学の正規課程もしくは非正規課程の身分を有することを認めることがある。

(他研究科または学部の非正規課程への在籍)

2. 大学院学生及び学部学生は、大学院学則または学部通則に定めのある場合を除き、本学他研究科または他学部の非正規課程の身分を有することができない。

(他の業務への従事)

3. 大学院学生及び学部学生は、他の常勤業務に従事する場合は、原則として、在職のまま在学することに支障はない旨の勤務先の長の承諾書を研究科・学部長に提出しなければならない。ただし、同文書については、在学期間中、学修環境を確保することが可能である旨の学生本人作成の誓約書を提出することで代えることができる。この点については在籍コースに問い合わせること。